

小金井市ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小金井市が発行するごみ・リサイクルカレンダーへの広告掲載について、小金井市広告掲載取扱要綱(平成24年9月18日制定。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 規格(縦×横) 2.5センチメートル×12センチメートル
- (2) 掲載料 50,000円

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

2 広告は、紙媒体及び小金井市ホームページ上で公開する電子データ版のごみ・リサイクルカレンダーに掲載する。

(広告掲載の基準)

第4条 広告の掲載に当たっては、掲載の都度、要綱及び別表に定める基準に基づいて審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 別表に記載のない業種については、要綱並びにそのサービス、商品等についての必要な許可又は免許等の有無及び広告表示関連法令等の違反の有無等に基づいて審査し、掲載の可否を決定するものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第4条関係)

業種	基 準	主な関係法令
古物商、リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受け、その番号を表示する。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。 例:「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)